

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月14日
【会社名】	G F A 株式会社
【英訳名】	GFA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 片田 朋希
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目2番15号
【電話番号】	03 - 6432 - 9140(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 津田 由行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目2番15号
【電話番号】	03 - 6432 - 9140(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 津田 由行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	110,260,000円 (注) 募集金額は、G F A 株式会社(以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、株式会社フィフティーンを株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社フィフティーン株式の株式数及び本株式交付の株式交換比率を勘案した当社普通株式の交付数に2022年9月13日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	740,000株 (注1)	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 当社が本株式交付の対価として取得する株式会社フィフティワン(東京都江東区東雲二丁目14番35号、代表取締役 三島 哲也、以下「フィフティ社」といいます。)の株式数及び株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、フィフティ社の普通株式の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数に応じて、実際に当社が交付する株式数が変動することがあります。
- 2 2022年9月14日開催の取締役会の決議に基づいて行う株式交付に伴い発行する予定です。
- 3 本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 5 会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の決議による承認を受けずに株式交付を行う予定です。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

株式交付によることとします。(注)

- (注) 当社普通株式は、フィフティ社の普通株式の譲渡人に対して割り当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報 第1 公開買付け又は株式交付の概要 4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 1. 株式交付比率」をご参照ください。

(2) 【募集の条件】

該当事項なし

(3) 【申込取扱場所】

該当事項なし

(4) 【払込取扱場所】

該当事項なし

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項なし

(2) 【手取金の使途】

該当事項なし

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

1. 株式交付の目的及び理由

当社グループは、当社、連結子会社 9 社、持分法適用会社 3 社で構成されており、金融サービス事業(ファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業)、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業及びゲーム事業を主な事業として取り組んでおります。

2020年1月に投資銀行宣言を発表し、当面の事業戦略としてM&Aに注力し、収益基盤の安定化を図るとともに事業領域を拡大していく方針を掲げ、実際にM&Aにより株式会社CAMELOTなど複数の法人を取得及び当社において新規法人の設立を行っております。

本株式交付により取得する当該法人であるフィフティ社は、主に運送業を本業とする法人です。

運送業としては、チャーター便、貸切配送便、ハンドキャリア(1)、倉庫保管、医療品輸送など多種多様な荷物の取り扱いがあります。

特に医療品輸送においては、医療品・薬剤等を一定の温度を保った状態で運送する加温車を保有するなど、運送業としてはニッチな部分にも取り組まれております。

また、2020年より世界的な新型コロナウイルス感染症等の拡大の中で、ワクチンの保管に際して温度管理の重要性が話題になるなど、医療品の保管への関心は以前よりも高まってきており、今後の需要も見込まれます。

一方で、当社グループとしましては、カンボジアの地雷除去に出資をするなど、以前よりSDGsに関する事業に関心があり、2020年9月29日付「子会社設立に関するお知らせ」のとおり、株式会社SDGs technology(以下、「SDGs社」といいます。)を設立し、SDGs認証事業及び太陽光発電事業などSDGsに関する取り組みを進めております。

SDGs事業においては、バリアフリーのパーキングエリアを設置し、SDGs社の取締役である小松成美氏の記事をコンテンツ化したオンラインサロン事業を展開するなど、SDGsにおけるナレッジがコンテンツとして蓄積されつつあるとともに、それらコンテンツを同じくグループ企業であるガルヒ就労支援サービス株式会社(以下「ガルヒ社」といいます。)と連携の上でSDGs療育ゲームの開発に至るなど、将来収益に資する進捗が確認できつつあります。

これらコンテンツをNFT(2)化し、コンテンツを学習したサロンメンバーがSDGs認証を受けられる、あるいは、SDGsを気軽に学ぶことのできるNFTゲームの事業企画なども鋭意進めており、当社グループにおけるSDGs事業の重要度は高まりつつあることが予想されます。

フィフティ社については、当社顧問より2021年秋ごろに当社代表取締役の片田が紹介を受け、両者間で何らかの提携関係が構築できないか議論しておりましたところ、フィフティ社の代表である三島氏より資本提携も含めた連携について申し出を受け、当社内でも慎重に議論した結果、コロナ禍を始めとする不測の事態において当社が有する店舗型の事業収支に影響が出る際に物流業界は需要が活性化するためグループ全体のリスクマネジメントに資すること、また、フィフティ社の医療品輸送は、人の生命や健康をインフラから支えているという観点からSDGsの分野の一つとしてSDGs社と一定のシナジーがあると考え、今般の決定となりました。

当社グループでは、ガルヒ社において障がい者を対象としたIT技術者の創出と雇用支援を業として展開しておりますが、物流業界においてもまた、慢性的な人不足が深刻な課題となっており、またアナログになりがちな管理体制も人不足を含む経営効率が落ちる課題の遠因となっております。ガルヒ社で育成されたIT技術者が物流業界の経営効率に貢献するシステムサポートを行い、物流業界全体に横展開できるIT支援パッケージを開発することで、物流事業者にはドライバー採用やモチベーション管理等の本業に集中できる環境が実現します。

そのモデルケースを自社で実装し、自社自身の経営効率化を実現した後に、物流業界全体のITソリューションを人・システム・経営効率の3側面から実現していくことで、長期的な視野での両社連携をすることでシナジーが最大化できると思慮しております。

また、フィフティ社は財務的にも営業黒字と経営状況が良好であり、当社グループの財務状況に好影響です。

2022年3月期については、決算期の変更により通常の決算期としては5か月間であり、一時的な支出のため、最終純損失となっておりますが、営業利益としては黒字で着地しております。

当社は2022年8月3日付「第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、第三者割当による増資を発表しておりますが、予定する資金使途として借入金の返済など他よりも優先される使途があり、順調に新株予約権の行使が進んだとしても増資資金での株式取得には一定の期間を要すること、当社の自主的な基準に従い資金使途の管理を厳格化すべく運転資金、当初より想定しているM&A資金等の予算管理を実施していることから、不測の事態に備えて常に余裕を持った資金繰りを維持するためにできる限りの現金支出を避けたいこと、フィフティ社の株式の譲渡人が有することとなる当社の株式数で主要株主に該当することはなく、譲渡人にもその意図はないことから株式交付によりフィフティ社の株式を80%取得し、子会社化することといたしました。

今回の株式交付は、当該法人の80%を取得し、子会社化を目指すものですが、80%とした背景には、物流業界の知見を有する創業者が自社の株式を一定程度保有しておくことで、経営に継続関与するインセンティブを付与し、更に業績が向上した際に、追加で当社が残余株式20%を買い取ることもありえるため、で創業者の収益貢献に対する継続的なコミットメントを高めたいというものがあります。

- (1) ハンドキャリアとは、緊急時に電車、飛行機、バス、タクシーなどを最大限に活用し、最も早く荷物を届けることを最優先とした配送方法です。
- (2) NFTとは、正式にはNon-Fungible Token：非代替性トークンといい、仮想空間等においてブロックチェーン技術を用いて価値のあるデータ等の所有者を明確し、オリジナルであることの証明書に類するものが付与されたデータを指します。

なお、本株式交付の算定を東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、法務デューデリジェンスを弁護士法人港国際法律事務所にそれぞれ依頼しております。

株式交付子会社であるフィフティ社の概要は以下の通りです。

株式交付子会社

(1) 名称	株式会社フィフティワン	
(2) 所在地	東京都江東区東雲二丁目14番35号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 三島 哲也	
(4) 事業の内容	一般貨物自動車運送事業 他	
(5) 資本金	10百万円(2022年3月末時点)	
(6) 設立年月日	2008年11月17日	
(7) 発行済株式数	200株	
(8) 決算期	3月末	
(9) 従業員数	40名(連結)	
(10) 主要取引先	一般事業法人	
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行	
(12) 大株主及び持株比率	長尾康裕 100.00%(2022年8月31日現在)	
(13) 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交付の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

提出会社の概要

(1) 商号	G F A 株式会社
(2) 事業の内容	金融サービス事業 等
(3) 本店所在地	東京都港区南青山二丁目 2 番15号
(4) 代表者及び役員	代表取締役 片田 朋希 取締役 新井 幸夫 社外取締役 根岸 宏之 社外取締役 施 北斗 社外取締役 施 景祥 社外取締役 林 茂 監査役 穴田 拓也 社外監査役 豊崎 修 社外監査役 高砂 利幸
(5) 資本金	1,536百万円(2022年9月13日現在)
(6) 決算期	3月31日

提出会社の企業集団の概要

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 内容	議決権の 所有割合 (又は被所有 割合(%))	関係内容
(連結子会社) GFA Capital株式会社	東京都 港区	80,000	企業・ファンド等への 投資及び投資先支援、 並びに投資運用に關する アドバイザー事業	(直接)100.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) ネクスト・セキュリ ティ株式会社 (注) 2	東京都 港区	20,000	サイバーセキュリティ 商品の販売及び導入運 用支援事業	(直接)100.0	役員の兼任 2名
(連結子会社) GFA Management 株式 会社	東京都 港区	3,000	建物管理事業	(直接)51.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) アトリエブックアンド ベッド株式会社 (注) 2	東京都 港区	27,500	宿泊施設及び飲食店運 営業	(直接)100.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) 株式会社CAMELOT (注) 2、3	東京都 渋谷区	10,000	飲食店舗運営業	(直接)100.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) 株式会社SDGs technology	東京都 港区	10,000	SDGsに関するコンサル ティング事業	(直接)70.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) GFAFOODS株式会社	東京都 港区	10,000	飲食店舗運営業	(直接)51.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) プレソフィア株式会社	東京都 港区	9,000	B P Oサービス事業	(直接)88.8	役員の兼任 2名
(連結子会社) ガルヒ就労支援サービ ス株式会社	宮崎県 都城市	10,000	障がい者総合支援法に 基づく指定障がい者福 祉サービス事業	(直接)51.0	役員の兼任 2名

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 内容	議決権の 所有割合 (又は被所有 割合(%))	関係内容
(持分法適用関連会社) T・N・H株式会社	東京都 港区	1,000	尿素水の製造及び販売	(直接)40.0	役員の兼任 1名
(持分法適用関連会社) セブンスター株式会社	東京都 港区	110,500	宅地建物取引業 不動産特定共同事業 不動産オンライン投資 の運営	(直接)27.08	役員の兼任 なし
(持分法適用関連会社) 株式会社DKアソシエ ション	東京都 港区	8,000	ゲーム事業 自動車の売買 自動車イベント企画・ 運営事業	(間接)25.0	GFAと共同でゲームアプリ の開発 GFA Capital株式会社と中 古車販売における業務提携 役員の兼任 1名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. これらは債務超過会社であり、2022年3月末時点の債務超過額は、ネクスト・セキュリティ株式会社は62,841千円、アトリエブックアンドベッド株式会社は515,603千円、株式会社CAMELOTは494,252千円であります。
3. 株式会社CAMELOTについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は、売上高584,091千円、経常損失96,515千円、当期純損失325,552千円、純資産額 494,252千円(債務超過)、総資産額107,712千円であります。

(2) 提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

当社はフィフティ社の株式を保有しておりませんが、本株式交付により、当社はフィフティ社の普通株式の過半数を保有し、フィフティ社は当社の子会社となる予定です。

役員の兼任関係

本株式交付により、フィフティ社の役員につきましては以下の通り変更する予定です。

役職 取締役(兼任)

氏名 片田 朋希

役職 取締役

氏名 松田 元

役職 取締役

氏名 河合 潤也

役職 監査役

氏名 津田 由行

取引関係

該当事項はありません。

2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項なし

3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

1．株式交付に係る計画の内容の概要

当社は、2022年9月14日に、2022年10月11日を効力発生日とし、当社を株式交付親会社、フィフティ社を株式交付子会社とする株式交付を行うこととする株式交付計画(以下「本株式交付計画」といいます。)について、当社取締役会の承認を得ております。

本株式交付計画に基づき、フィフティ社の普通株式1株に対して、当社の普通株式4,625株を割当て交付します。本株式交付計画の内容は下記「2．株式交付計画の内容」のとおりです。

2．株式交付計画の内容

本株式交付計画の内容は、次の「株式交付計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式交付計画書(写)

2022年9月14日

東京都港区南青山二丁目2番15号

G F A 株式会社

代表取締役社長 片田朋希

G F A 株式会社(以下「甲」という。)は、甲を株式交付親会社、株式会社フィフティワン(以下「乙」という。)を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」という。)を行うにあたり、次のとおり株式交付計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条（株式交付子会社の称号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社フィフティワン

住所：東京都江東区東雲二丁目14番35号

第2条（株式交付親会社が本株式交付を行うに際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の下限は、160株とする。

第3条（対価として交付する株式交付親会社の株式の数及びその割当て）

1．甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に4,625株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2．甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式4,625株を割り当てる。

3．[前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理する。]

第4条（申込期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込期日は、2022年9月30日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2022年10月11日とする。ただし、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第6条（簡易株式交付）

甲は、会社法816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。

第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画の作成日から効力発生日（第7条に基づき変更した場合には、変更後の効力発生日をいう。以下同じ。）までの間において、甲または乙の財務状態もしくは経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第8条（本計画の効力）

本計画は、効力発生日までに、乙の株主から甲への本計画による乙の普通株式の譲渡について、乙の株主総会の承認が得られないとき、又は、甲の株主総会の承認が必要な場合にその承認が得られなかったときには、その効力を失う。

4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式交付比率

会社名	G F A 株式会社 (株式交付親会社・当社)	株式会社フィフティワン (株式交付子会社)
株式交付比率	1	4,625

(注) 1．本株式交付に伴い、フィフティ社の普通株式1株に対して当社の普通株式4,925株を交付いたします。

2．当社が本株式交付により発行する新株式数の下限：普通株式740,000株

上記新株式数は、当社が本株式交付に際して譲り受けるフィフティ社の普通株式の下限の数に対して交付する当社の普通株式の数です。

本株式交付が成立することで当社株式は2.14%の希薄化が起こる見込みです。

なお、本株式交付により、長尾康裕氏は当社の株式を2.10%保有することとなります。

3．単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第8条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

4．1株に満たない端数の処理

本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることになるフィフティ社の株主様に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

5．本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とする。

2．株式交付比率の算定根拠

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「TFA」)に当社及びフィフティ社の株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼することとしました。なお、TFAは、当社及びフィフティ社の関連当事者には該当せず、記載すべき利害関係も有していません。

当社は、株式交付比率については、TFAによるフィフティ社の株式価値の算定結果を参考に算出し、株式交付比率レンジの範囲内であることから、本株式交付比率は妥当な水準であり、また、TFAによるフィフティ社の株式価値の算定結果を参考に、フィフティ社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、当社で慎重に検討を重ねた結果、本株式交付比率により本株式交付を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

3. 株式交付比率の算定の経緯

本株式交付に係る割当ての内容の算出にあたって、当社は両社から独立した第三者算定機関であるTFAに当社およびフィフティ社の株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼しました。

TFAは、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日を2022年9月13日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均)を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果(円)
市場株価法	127 ~ 149

また、TFAは、フィフティ社の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であること、類似上場企業の選定が困難であることから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果(円)
DCF法	586,391 ~ 716,700

DCF法による算定については、フィフティ社が作成した事業計画の予測期間である2023年3月期～2027年3月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率(資本還元率7.949%)で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、TFAがDCF法による算定の前提としたフィフティ社の将来見通しについては、増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2023年3月期は原油高の影響により対前年比で減益が見込まれておりますが、2024年3月期から2025年3月期までは、大手各社が下請各社への影響を鑑み、燃油サーチャージ分を下請け企業に転換する動きになると予想しており、その影響により対前年比で増益となることを見込んでおります。

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果
3,935.51 ~ 5,643.31

TFAは、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みません。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの本株式交付比率の分析は、2022年8月31日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違
(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

(1) 株式の譲渡制限

当社の定款には定めがありませんが、フィフティ社の定款には、フィフティ社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。

(2) 単元未満株式

フィフティ社では、単元株式制度は採用されておりません。これに対して、当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定めが置かれており、当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求すること(いわゆる単元未満株式の買取請求)ができません。また、当社の定款には、単元未満株式を有する株主は、()会社法第189条第2項各号に掲げる権利、()取得請求権付株式の取得を請求する権利、及び()募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれております。

(3) 自己株式の取得

当社の定款には、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めが置かれておりますが、フィフティ社の定款には同様の定めはありません。

(4) 剰余金の配当等

当社の定款には、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨の定めが置かれており、フィフティ社の定款には毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨の定めが置かれております。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項なし

7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

1．株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交付に関し、当社は、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、当社が譲り受けるフィフティ社の株式の数の下限についての定めが同条第2項に定める要件をみたと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項、フィフティ社についての事項、当社についての事項、債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、当社の本店において2022年9月14日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2022年9月14日開催の当社の取締役会において承認された株式交付計画です。は、当社が譲り受けるフィフティ社の株式の数の下限についての本株式交付計画の定めは、フィフティ社が効力発生日において当社の子会社(会社法施行規則第3条第3項第1号に定める子会社をいいます。)となる数を内容としているものと当社が判断した理由を説明するものです。は、本株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性、本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性、本株式交付に際して交付する金銭等の相当性について説明するものです。は、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項について説明するものです。は、フィフティ社の最終事業年度に係る計算書類等の内容、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明するものです。は、当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものです。は、当社の債務の履行の見込みについて説明するものです。

これらの書類は、当社の本店において閲覧することができます。なお、本株式交付が効力を生ずる日までの間に、上記 から までに掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主總會等の株式交付に係る手続の方法及び日程

株式交付計画承認の当社取締役会	2022年9月14日(水曜日)
株式交付子会社の株式の譲渡の申込期日	2022年9月30日(金曜日)
株式交付の効力発生日	2022年10月11日(火曜日)

ただし、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．株式交付子会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に関して買取請求権を行使する方法 該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、フィフティ社の主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経営指標等 >

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	1,593,186	1,083,019	2,392,126	2,652,804	1,196,710
経常利益又は経常損失() (千円)	86,709	280,716	375,742	1,347,281	721,491
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失() (千円)	82,257	277,276	488,116	1,693,774	1,160,201
包括利益 (千円)	81,964	274,591	489,176	1,688,694	1,160,459
純資産額 (千円)	1,467,508	1,523,110	1,479,195	67,251	456,625
総資産額 (千円)	2,788,875	2,760,313	3,448,789	1,460,957	1,482,010
1株当たり純資産額 (円)	162.61	160.02	124.48	3.05	15.46
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	9.98	29.54	47.20	127.93	58.66
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	9.69	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.0	55.0	42.7	2.9	27.2
自己資本利益率 (%)	7.6	18.6	32.6	223.1	519.1
株価収益率 (倍)	67.43	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	789,381	141,312	93,334	41,740	965,208
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	876,842	146,072	222,162	205,922	235,955
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,759,702	210,272	60,015	178,248	1,191,338
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	419,811	625,323	249,811	263,878	254,053
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (-)	29 (3)	58 (119)	60 (108)	50 (89)

(注) 1. 第18期、第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第18期、第19期、第20期及び第21期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第18期より、「営業収益」を「売上高」に変更する、表示方法の変更を行っており、第17期についても、当該表示方法の変更を反映した表示の組替えを行っております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	1,581,886	883,781	2,098,215	2,022,657	286,576
経常利益又は経常損失() (千円)	96,505	155,770	322,836	1,182,863	780,593
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	93,205	157,409	573,886	1,195,881	1,112,189
資本金 (千円)	790,147	960,998	1,183,398	1,341,321	1,070,818
発行済株式総数 (株)	9,224,800	9,787,300	12,149,300	14,348,300	26,432,000
純資産額 (千円)	1,478,750	1,650,062	1,519,863	657,732	1,084,268
総資産額 (千円)	2,796,861	2,849,554	2,862,748	1,138,837	1,234,888
1株当たり純資産額 (円)	165.70	173.54	128.05	45.36	39.77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	11.30	16.77	55.50	90.32	56.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	10.98	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.2	57.7	53.0	55.9	84.1
自己資本利益率 (%)	8.6	10.1	36.2	111.0	132.6
株価収益率 (倍)	59.55	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (-)	11 (1)	13 (-)	18 (-)	12 (1)
株主総利回り (比較指標 JASDAQ INDEX) (%)	176.6 (132.6)	83.7 (114.7)	22.3 (100.0)	39.6 (141.7)	30.7 (123.4)
最高株価 (円)	1,334	742	365	308	230
最低株価 (円)	300	202	62	75	82

(注) 1. 第18期、第19期、第20期及び第21期について潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第18期、第19期、第20期及び第21期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第18期より、「営業収益」を「売上高」に変更する、表示方法の変更を行っており、第17期についても、当該表示方法の変更を反映した表示の組替えを行っております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5. 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

< フィフティ社の主要な経営指標等(単体) >

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2018年10月	2019年10月	2020年10月	2021年10月	2022年3月
売上高 (千円)	1,248,167	1,172,577	1,064,472	1,096,991	591,692
経常利益又は経常損失() (千円)	12,228	12,935	15,451	11,711	27,397
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	8,763	8,894	10,698	8,431	2,707
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200	200	200
純資産額 (千円)	47,797	56,692	67,391	75,822	73,115
総資産額 (千円)	530,880	663,588	803,927	727,704	710,337
1株当たり純資産額 (円)	238,988.41	283,462.00	336,955.95	379,113.60	365,576.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	43,817.37	44,473.59	53,493.95	42,157.66	13,537.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	9.0	8.5	8.3	10.4	10.2
自己資本利益率 (%)	18.3	15.6	15.88	11.1	3.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	192,743	247,409	391,809	350,737	170,208

(注) 第14期においては決算期が10月から3月に変更がなされております。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第21期)、有価証券報告書の訂正報告書(第21期)及び四半期報告書(第22期第1四半期)(以下「本有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2022年9月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、本有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2022年9月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 資本金の増減

後記、「第四部 組込情報」に記載の第21期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(2022年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日(2022年9月14日)までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年8月19日 (注1)	1,695,000	28,711,700	100,005	1,202,192	100,005	1,234,457
2022年6月29日～ 2022年9月14日 (注2)	5,747,500	34,459,200	334,270	1,536,462	334,270	1,568,727

(注) 1. 新株発行による増加が1,695,000株であります。

2. 新株予約権の行使による増加が5,747,500株であります。

3. 上表には、2022年9月14日に新株予約権が行使された場合における当該行使分は含まれておりません。

3 臨時報告書の提出について

本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2022年9月14日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2022年6月30日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2022年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

将来の事業拡大、機動的な資本政策を可能とするため、発行可能株式総数を増加することとし、現行定款第5条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の56,000,000株から98,000,000株に変更するものであります。

当社の取締役の員数について、多角的な視点での取締役会の運営を可能にするため、人員数の上限を変更し、10名以内とするものであります。

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正産競法」といいます。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたことから、当社においても、場所の定めのない株主総会の実施を可能とするためのものであります。なお、当議案における効力発生は、改正産競法の定めにより、本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令、法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、片田朋希氏、新井幸夫氏、根岸宏之氏、施北斗氏、施景祥氏、林茂氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、豊崎修氏を選任する。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	109,382	5,932	0	(注)1	可決 94.8
第2号議案 取締役6名選任の件					
片田 朋希	110,473	4,844	0		可決 95.7
新井 幸夫	110,642	4,675	0		可決 95.9
根岸 宏之	110,660	4,657	0	(注)2	可決 95.9
施 北斗	110,698	4,619	0		可決 95.9
施 景祥	110,714	4,603	0		可決 96.0
林 茂	110,334	4,983	0		可決 95.6
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
豊崎 修	111,146	4,171	0		可決 96.3

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2022年9月6日提出の臨時報告書)

1 【提出理由】

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

合同会社CP1号匿名組合口

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

合同会社CP1号匿名組合口

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (2022年8月3日現在)	27,600個	10.26%
異動後 (2022年8月19日現在)	27,600個	9.61%

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 300,449株
 2. 異動前の「議決権の数」「大株主順位」は2022年8月3日時点、異動後の「議決権の数」「大株主順位」は2022年8月19日時点の当社の株式管理表を基に当社において推定したものです。当該主要株主が実質的に有する議決権の数を当社として確認できておりません。当社の株主管理表を基に議決権を有するものとして開示いたします。
 3. 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は2022年8月3日現在の議決権の数269,120個を分母として計算しております。
 4. 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は2022年8月19日現在の発行済株式総数29,011,700株から単元未満株4,251株及び自己保有株式300,449株を控除した総株主の議決権の数287,070個を基準として計算しております。

(3) 異動年月日

2022年8月19日

- (注) 2022年8月3日付「第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行に関するお知らせ」において開示に対し、2022年8月19日付「第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ」にて払込が完了したことにより、発行済株式総数が増加したことによる異動であります。

(4) 2022年8月19日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,216,195,354円

発行済株式総数 普通株式 29,011,700株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 至	2021年4月1日 2022年3月31日	2022年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第21期)	自 至	2021年4月1日 2022年3月31日	2022年8月3日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第1四半期)	自 至	2022年4月1日 2022年6月30日	2022年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月29日

G F A 株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGFA株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GFA株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、今後の資金繰りに懸念も生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループでは、当連結会計年度において、446百万円の減損損失を計上するなどした結果、重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。このように、固定資産の減損は、金額的重要性が高く、減損要否の判断は、会計上の見積りに関する事項で経営者の判断を必要とすることから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制を検討の上、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者に事業の現状・今後の見通しをヒアリングし、減損判定の合理性を検討した。 ・ 計画とその後の実績を比較し、経営者の減損の判定、減損処理の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、GFA株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、GFA株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6月29日

G F A 株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGFA株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GFA株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、今後の資金繰りに懸念も生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度に、関係会社株式評価損を333百万円計上するなどした結果、重要な当期純損失を計上した。このように、関係会社に対する投融資の評価は、金額的重要性が高く、投融資評価の判断は会計上の見積りに関する事項で経営者の判断を必要とし、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制を検討の上、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係会社投融資の評価について経営者に質問を実施し、経営者評価の合理性を検討した。 ・ 関係会社各社の財務情報の信頼性を検討の上、経営者による関係会社投融資の評価が正しく実施されているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月12日

G F A 株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているG F A 株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、G F A 株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、会社グループでは、前連結会計年度に引き続き、当第1四半期連結累計期間も、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、資金繰りに懸念も生じている。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象の注記（第三者割当による新株式及び新株予約権の発行）に記載のとおり、会社は、2022年8月3日開催の取締役会において、これらの発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。

監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。